

| 工事種別 | 整備箇所等 | 補助対象工事 |
|------------|--------------------|--|
| 子育て環境整備工事 | キッズコーナー | 子どもを遊ばせるための区画を設置する工事（区画の設置に伴い必要となる玩具その他の当該区画で使用する備品の購入を含む。） |
| | 授乳スペース | 授乳ができる区画を設置する工事（区画の設置に伴い必要となる机、椅子その他の当該区画で使用する備品の購入を含む。） |
| | 便所その他の場所 | ベビーキーパー又はおむつ交換台を設置する工事 |
| バリアフリー改装工事 | 便所又は便房 | 次に掲げる全ての要件を満たす便所及び便房に改装する工事 (1) 車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。 (2) 便房に腰掛便座、手すり等を適切に配置すること。 (3) 便房の出入口及び当該便房が設置されている便所の出入口は、次に掲げる構造とすること。 ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できるものとする事。 ウ 車椅子使用者が通行する際に支障となる段差がないこと。 |
| | | 腰掛便座、手すり等を設置する工事 |
| | 建物の出入口又は建物内の各室の出入口 | 次に掲げる全ての要件を満たす出入口に改装する工事 (1) 出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。 (2) 出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉するもの又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できるものとする事。 |

| | | |
|---------------|--|--|
| | | (3) 車椅子使用者が通行する際に支障となる段差がないこと。 |
| 廊下（店舗等の床を含む。） | | 床の滑り止め工事（表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。） |
| | | 廊下の内法を120センチメートル以上に拡幅する工事 |
| | | 車椅子使用者が通行する際に支障となる段差を解消する工事 |
| | | 手すりを設置する工事 |
| 階段（踊場を含む。） | | 次に掲げる全ての要件を満たす階段に改装する工事 (1) 手すりを設置すること。 (2) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 |